

これからの社会と部落差別意識の解消

奥本武裕

はじめに

- 21世紀に生きる私たちを取り巻き、対峙すべき困難な状況とは何か。
- いかにして、“多様性の尊重”に潜り込む“価値相対主義”と対峙するか。
価値相対主義:いかなる価値判断も客観的妥当性を持ち得ず、相競合する価値判断のうちのいずれを選ぶかは原理上恣意的な問題であるとする。
- 本年3月3日、全国水平社創立100周年を迎えた。現時点において、部落差別の解消、あるいは人権の尊重される社会の確立という課題実現のために、水平社の理念や活動から学ぶべき事は何か。
- 部落差別は、日本社会に存在する多様な人権課題のひとつであるが、日本固有の人権課題であり、
①人種・民族・生活文化・身体的特徴などの面において**全く差違の存在しない**ところに生じた差別であること、
②取り組みの歴史が長く、**種々の矛盾が生じている**という点で、他の人権課題とは異なる性格がある。
- 担当する大学での受講生へのアンケートでは、約75%の学生が学校教育で部落差別について認知しているにもかかわらず、その認識はまちまちで学校での教育内容に課題が多いことがうかがえる。
- このような部落差別について、その歴史的経緯・現状について確認し、問題解決の方途について考えていきたい。

I.「部落史の見直し」

1. 従来の部落史認識

- 穢多＝「江戸時代の身分制の最底辺(士・農・工・商・穢多・非人)に位置づけられ、貧困・低位な状態を強制された身分」という認識【資料1】。

【資料1】昭和50年(1975)版の中学校歴史的分野の教科書(大阪書籍)

士と農工商

江戸幕府は、大名をはじめ、皇室・公家・寺社を厳しく統制するいっぽうでは、秀吉が行った武士と農民・町人を分離する政策をいっそうおしすすめ、士と農工商という身分制度をつくった。これによって、士(武士)は農(百姓)・工(職人)・商(商人)より、きわだって高い身分とされ、はっきりと上下の差別がつけられた。幕府はまた、①農工商の下にいちだんと低いえた・ひにんの身分において、②武士に対する農工商の不満をそらせようとしたと考えられる。えた・ひにん身分のものは、③居住地が制限されていて、職業も限られていて、④皮革や下級役人などの仕事に従事させられた。身分や職業は親子代々うけつがれ、身分の移動や職業をかえることは、原則として禁じられ、個人の能力や適性は、無視されていた。

- (1)近世政治権力創出論:政治的に造られた身分制に基づく差別……下線①
- (2)超歴史的貧困・低位論:条件の悪い土地への居住、「人のいやがる仕事」の強制……下線③④
- (3)分断(分裂)支配論:民衆の不満をそらすため……下線②

2.「部落史の見直し」の成果

(1)何が明らかになったのか

- 1980年代以降、各地で部落史に関する史料が大量に発見され、従来の理解を覆すような多くの史実が明らかになった。
- 奈良県では、1993年(平成5)に設置された奈良県立同和問題関係史料センターを中心に、県内に残る歴史的資料(史料)の調査と分析を通じて「部落史の見直し」に取り組んできた。
- その成果の要点を摘記すると以下のとおり。
①近世政治権力創出論の見直し:中世以前に遡る歴史【資料2】。

【資料2】膠を調進する「細工」

- 京都では、藤原経頼の日記「左経記」長和5年(1016)正月2日条に、斃牛を解体し牛黄を取り出した「河原人」が記録されており、平安時代にまで遡ることがわかる。
- 奈良では、文永2年(1265)12月に関白一条実経が春日社参詣をした際の記録である「御参宮雑々記」に、関白出迎えの準備に必要な膠を「細工」が調進したことが記録されている。「細工」は中世大和における「穢多」の異名の代表的なもので、その存在が鎌倉時代にまで遡ることが確認される。

- ②超歴史的貧困・低位論の見直し:田畑の所持、草場関連諸産業の発展。
- ③地域社会における権利・負担の確認:水利権等。
- ④分断支配論の見直し:部落差別は部落内外の関係性、非部落からの「まなざし」の問題。
- ⑤多様な被差別民の存在の確認:夙・三昧聖・神子・万歳など。

(2)「部落史の見直し」から得られた認識

- 従来は政治権力による支配や、経済的格差の問題から部落差別を説明してきたが、残された史料にもとづけば、そうした見解は成り立たないこと。
- 部落差別の意識(穢多以外の他の被差別集団に向けられた意識もまた)は、各地で形成されてきた重層的な社会関係(地域の文化、信仰、伝統など)のなかで醸成されたものであること。
政治支配・経済格差の問題としての部落問題認識
⇒地域社会における部落内外の社会的関係の問題としての部落問題認識
- 「部落史の見直し」の成果は教科書記述にも一定の反映【資料3】。

【資料3】平成28年(2016)版の中学校歴史的分野の教科書(日本文教出版)

江戸時代の身分制

幕府は、武士と、百姓・町人という身分制度を全国にゆきわたらせました。治安維持や行政・裁判をになう武士をきわだって高い身分とし、町人よりも、年貢を負担する百姓を重くみました。さらに、百姓・町人のほかに、「えた」や「ひにん」などとよばれる身分がありました。「えた」身分の多くは、農業を営んで年貢を納めたり、死んだ牛馬の処理をしない、皮革業、細工物などの仕事に従事したりしました。また「えた」や「ひにん」身分の人々のなかには、役人のもとで、犯罪人の逮捕や処刑などの役を果たす人、芸能に従事して活躍する人もいました。このように社会や文化を支えながらも、これらの人々は百姓・町人からも疎外され、住む場所や、服装・交際などできびしい制限を受けました。こうした身分制は武士の支配に都合よく利用され、その身分は親子代々受け継ぐものとされました。

※奈良県における「部落史の見直し」の詳細については、奈良県立同和問題関係史料センターのウェブサイト掲載の「「部落史の見直し」と人権教育」などを参照されたい。

<https://www.pref.nara.jp/secure/57336/minaoshi.pdf>



3. 差異の「捏造」

- 奈良県における「部落史の見直し」の成果をふまえれば、被差別部落(以下、部落)と非部落の間には本質的な差異は存在せず、忌避・排除の「理由」はすでに忘却されている。
- にもかかわらず、忌避・排除の意識は存続しているため、その理由は「何トナク異ナレル」【資4-1】、「何カナシニ嫌フ」【資料4-2】【4-3】としか表現不可能。
- しかし、「何トナク」「何カナシニ」ではおさまりが悪いため、差別の根拠としてあらゆる理由が動員(恣意的なイメージの召喚)されることになり【資料4-4】、「差異の「捏造」」と言わざるを得ないような様相が生じる。

【資料4-1】1915年「奈良県風俗史資料 曾爾村之部」(奈良県立図書館所蔵) 部落ニ対スル自他ノ感想 一般人民ハ何トナク異ナレガ如キ感ヲ有シ、部落民ハ多少謙遜シツ、アルガ如シ	【資料4-2】1915年「上牧村他風俗志資料」(奈良県立図書館所蔵) 部落ニ対スル自他ノ感想 一般民ハ今モ尚部落民ヲ嫌忌シ、コレト交ルヲ厭フ風アリ、其ハ単ニ習慣上何カナシニ嫌フト(下略)	【資料4-3】「真宗は平民主義」(1901年(明治34)5月16日付『教学報知』) (上略) 扱茲に真宗の平民主義なるにも拘らず、其平民中に区別の存するやの疑なき能はず、(中略) 世人は一時新平民を以て之を目し、法律上区別なき者に対し、何となく旧来の感情失せ去らずして、交際往來に隔意あるが如きは、甚だ謂れなき事なるも(中略) 大法会に際し、これらの僧侶が堂班に依て出勤せんとするときは、兎角に之と席を並ぶるを喜ばざるの風あり、(下略)	【資料4-4】塩谷孝太郎「禍いされた部落史論」(『部落問題研究』第3号、1949年) (上略) 部落の御老人が私に語った。 美しければ、きたなければ、金があれば、貧乏だから、此の下に総て差別的言辭が付随すると。(下略)
---	--	--	---

II. 部落差別の現状

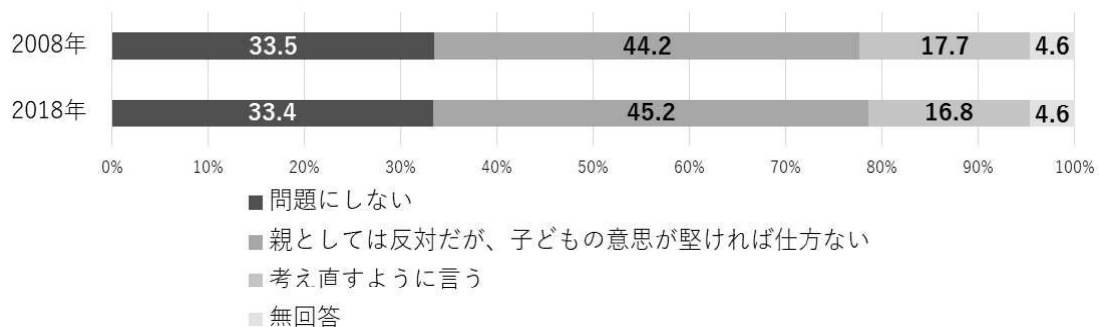
1. 意識調査の結果から

- 「部落史の見直し」の成果をふまえ、部落差別の現状についても、地域社会における部落内外の社会関係に注目することが必要。
- 部落への忌避・排除意識については、インターネット上における種々の事象が問題視され、種々の取り組みが行われている。
- しかし、上記のような観点からは、インターネットの背後にある社会意識に注目する必要【資料5】。
- 結婚に際して部落出身者を忌避しようとする意識は、意識調査の結果からも確認【資料6】。
- 「親としては反対だが……」「考え直すように言う」を合わせれば否定的な回答は60%を超え、その傾向は10年間でほぼ変化なし。
- しかし、これらの人びと全てが、部落や部落出身者に対する強い差別意識を持っているとは考えがたく、彼らの多くは、【資料5】の父親の「つらい目に遭うかもしれない」「娘を差別に巻き込みたくない」と同様の意識を持っているのだと推定可能。

【資料5】2019年5月3日付『朝日新聞』
さらされた部落
タブー意識 語られぬ差別
東海地方の20代女性が両親に結婚相手を紹介したのは、昨年末のことだ。家族のお祝いムードは、父親のネット検索で一変した。
「〇〇は部落」
相手の住所が被差別部落の地区だとされていた。「娘がつらい目に遭うかもしれない」と父親に結婚を反対された。娘は住んでいる自治体に相談した。娘が差別に巻き込まれないという「親心」が父親を差別する側に変え、かえって女性を苦しめることになった。(以下略)

【資料6】奈良県「人権に関する県民意識調査」

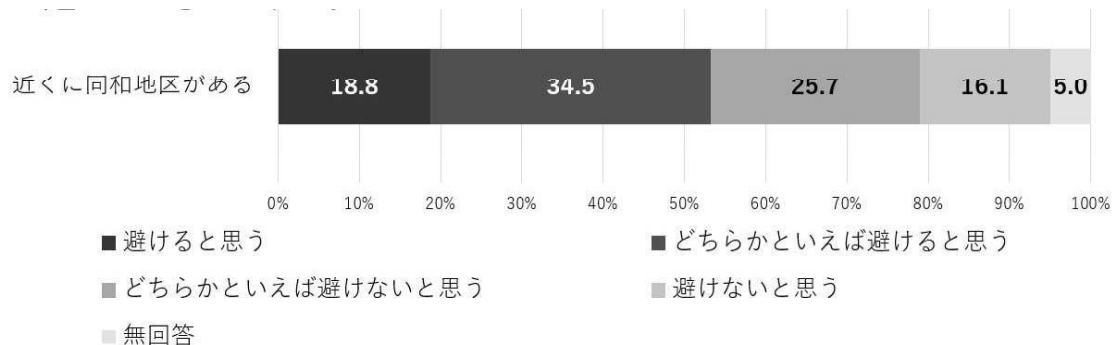
望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。(同和地区出身者)



○同様の忌避意識の存在は、不動産取引に関わる設問からも確認される【資料7】【資料8】。

【資料7】奈良県「人権に関する県民意識調査」(2008年)

あなたが、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けると思いますか。



【資料8】京都大学の授業「偏見・差別・人権」での学生のレポートから(2020年)

僕は4月から下宿を始めたのですが、物件を探す際に不動産屋の方に、元田中の辺りは避けた方がいいと言われました。明確な理由はおっしゃられませんでした。その辺りを両親と散策するうちになんとなくその理由がわかったような気がしました。後にインターネットで調べてみたところ、養正市営住宅の存在を見つけ、その成り立ちや住んでいる人々のことを知りました。恥ずかしながら僕は部落というものの存在を知ったのがちょうど1年ほど前で、本当に名前を知っただけで実態は知りませんでした。なので、インターネットで調べたときには驚きましたが、特に蔑視したりするようなことはありませんでした。しかし、元田中にとってもいい物件があったときにここに住みたいという、両親はかなり反対していました。この態度こそ今思えば、被差別部落の住民やその関係者に対する差別であると感じます。こうしたことを目の当たりにすると、部落差別の暫定的な定義は的を得たものであると思います。これは余談ですが、結局反対を押し切って元田中で下宿生活をしているのですが、何の支障もなく暮らせています。

- 部落との関わりを忌避する意識や行動の背景には、「関わりと面倒なことになるかもしれない」「自分たちも部落出身者と間違われるかもしれない」という意識が存在していると推察。
- 「間違われる」というところに、部落差別に固有の特徴が存在していると考えている。それは、「差異」が存在しないところに「差異」を捏造して行われてきたのが部落差別であったことに符合。

2. どこが部落か？誰が部落出身者か？

- 部落の正確な所在地情報を入手することは困難。一方で、曖昧な情報は多く流通しており、そこに種々の「誤解」が生じる可能性が存在。部落出身者個人を特定することはさらに困難。
- 近年、都道府県庁や市町村役場に対する部落の所在についての問い合わせ事象が増加傾向にあり、興信所などによる戸籍の不正取得なども問題化。これは、
 - ①ほとんどの人びとは、「どこが部落か」ということについて正確な知識を持っておらず、
 - ②外見や所作、言葉、職業等で部落出身者を特定することは困難であるにもかかわらず、
 - ③部落、部落出身者を特定し、忌避・排除しようとする社会意識が存在する。ことによって生じていると推察。
- しかし、「誰が部落出身者か？」という問題については、さらに複雑な問題が存在。
- 2001年(平成13)の大阪市の調査によれば、市内の部落居住者のうち、自身のことを部落出身者だと認識しているのは50.6%、2009年(平成21)の部落解放同盟奈良県連合会の調査では70.8%【資料9】。

【資料9】2001年(平成13)大阪市「同和問題の解決に向けた実態等調査」

あなたは自分を同和地区出身であると思いますか。(同和地区居住者)

そう思う	そう思わない	わからない	無回答
50.6%	34.8%	11.7%	2.9%

○2006年(平成18)の奈良県の運動団体による調査によれば、被差別部落居住者のうち、江戸時代以前からこの地域に居住していると答えたのは8.0%に過ぎない。

○これは、明治以降に相当数の部落住民が、非部落に移住したこと、相当数の部落住民が非部落へ移住したことによると考えられる。

○「穢多」村住民の子孫＝被差別部落住民という枠組みは成り立たず、しかも、部落と非部落の生活・文化上の差は全く(あるいはほとんど)存在しないため、本人が「部落出身者」ではなくても(あるいは、そう認識していなくても)、周囲がそのようにみなし、忌避や排除の対象とされてしまうことも充分あり得る。

※ここまでの検討をふまえ、部落差別については次のように再定義すべきだと考えている。

部落差別とは、前近代の穢多村の系譜を引く集落(被差別部落)の住民や被差別部落住民と関係があるとみなされた人びとが、周辺地域社会から異質視・蔑視などの意識を照射されたり、忌避・排除などの扱いを受けたりすること。なお、多様な被差別民も同様の異質視・蔑視・忌避・排除を受ける。

Ⅲ. 部落差別の解消を展望するために

1. 部落差別解消の方途

○部落差別解消のためには、部落や多様な被差別集落に対する異質視・蔑視・忌避・排除を生起、温存してきた地域社会における社会的諸関係の改変が必要。

○そのためには、次の2点の取り組みが必要。

①住民自身が地域社会の歴史・文化・生活に関心を持ち、地域社会における相互扶助や共同・協働などの肯定的側面、抑圧や排除などの否定的側面の両面についての認識を深めること。

②否定的側面を背景にした地域社会における社会的関係の歪みやねじれを、住民自身の合意と主体的な取り組みによって是正していくこと。

○教育や啓発は、地域住民の機運を醸成し、取り組みをサポートすることが必要。

2. 地域社会の特質

①肯定的側面：地域社会における包摂(inclusion)

○地域社会における共同・協働、相互扶助

○村落・町の広域結合：水郷・山郷・宮郷・墓郷など

○外来者への歓待 など

②否定的側面：地域社会における排除(exclusion)

○多様な被差別民 ○女性 ○障害者 ○特定の疾病に罹患した者：ハンセン病(「癩者」)など

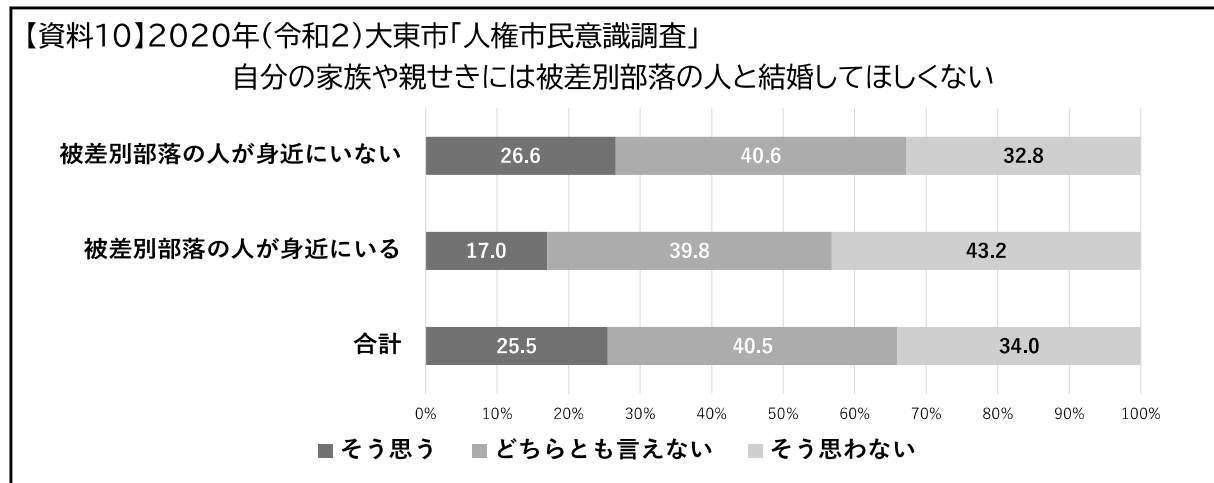
○地域の規範を逸脱した者 ○新参者 など

3. 接触仮説

○部落や多様な被差別集落に対する偏見(異質視や蔑視)の解消に関して、社会心理学者Allportの提唱した「接触仮説」が注目されている。

○「接触仮説」とは、マジョリティとマイノリティが、a.対等な地位、b.共通の目標、c.制度的な支援、d.集団間の協力を条件とした「接触」をすることによって、マジョリティの偏見は解消するというもの。

○部落差別の解消における接触仮説の有効性は意識調査の結果からも明らか【資料10】。



○ただ、「接触仮説」に基づく取組が成立するためには、偏見を持っている側が相手の属性を認知している必要があり、部落差別の場合は、部落・部落出身者の特定が困難だという特徴から、この条件のクリアが課題となる。

○社会学者内田龍史氏は、部落住民のカムアウトが必要だと説くが、それは、部落住民側に一方的な負担を強いることにつながる可能性がある。

○むしろ必要なのは、地域社会における部落内外住民の共同の取組の進展だろうと考えている。それは次のような理由による

①そもそも、部落差別が地域社会における社会的関係のなかで成立したものであること。

②地域社会内であれば、部落の地名・所在地を住民がすでに認知している可能性が高いこと。

○地域社会において部落内外の住民が、例えば、高齢者問題、子育て、子どもの貧困など両者が共通して抱える問題や、文化・娯楽などの面において共同して取り組める条件を整え、交流を重ねていくことが、部落差別解消のために最も有効な方途ではないかと考えている。

○そのような取り組みを重ねていくことで、在来の地域社会を、包摂(inclusion)と寛容(tolerance)を基礎とする新しい地域社会として再生していくことが可能になると考えている。

○「差別をしない」などといった「〇〇しない」から、「新しい地域社会をつくる」、「新しい関係性をくる」などの「〇〇する」への転換が必要。

おわりに

○全国水平社は、創立大会「宣言」の末尾で「人の世に熱あれ 人間に光あれ」、綱領第3項で「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す」と謳っている。これは、部落差別の解消をめざすと同時に、“普遍的価値としての人権”の確立をめざしたものと捉えることができる。

○多様な人びとを包摂することのできる地域社会の構築を通じて、“普遍的価値としての人権”の確立された社会を展望することが求められている。

○明治～昭和戦前期に活躍した奈良県の被差別部落出身の社会学者米田庄太郎の発言のように【資料11】、「一寸なりとも一分なりとも、解決に近づ」くような取り組みの積み重ねが必要だと考えている。

【資料11】米田庄太郎『続現代社会問題の社会学的考察』1921年

重大なる社会問題、文化問題の解決の前途は総て遼遠である。(中略)而して解決の前途遼遠なるがために、之れを図る吾人の努力は鈍る可きものではない。前途遼遠なればなるほど、吾人は益々奮励努力す可きものにして、而して一寸なりとも一分なりとも、解決に近づいた処に、人生の意義があるのである。